

組合員の皆様へ

## 臓器提供の意思表示についてのお知らせ

臓器提供に対する理解を深めていただくことを目的に臓器移植法の一部が改正され、平成22年 7月17日から、健康保険証などの裏面に臓器提供の意思表示欄を設けることが義務付けられました。

当面は従来様式の健康保険証も有効となりますので、健康保険証の裏面に意思表示シールを貼って対応していただくこととなります。

詳しくは、皆様に送付しました臓器提供意思表示リーフレット「あなたの意思で救える命があります。(臓器提供意思表示シール付き)」または、(社)日本臓器移植ネットワークホームページをご覧ください。

( <http://www.jotnw.or.jp/index.html> )

なお、健康保険証の裏面に意思表示シールを貼付される場合は、住所欄を除く箇所に貼付をお願いします。